



集落を越えた農業生産の組織化の動き

村松 功巳

「集落営農」は、昭和 50 年代後半の「水田利用再編対策（第 2 期）」（56 ～ 58 年）の水田転作の強化と集団転作の推進以降、各地で組織されてきた。新農基法でも推進されているが、他方では、最近話題となっている経営所得安定対策では任意組織としての「担い手」の不明確さが問題視されている。

集落営農数は北陸、近畿と中四国で多いが、前者は 2 兼化の著しい都市・平地型、後者は条件不利地域の中・山間地型と言える。現在の活動の最大の課題は組織の後継者の確保問題であるとするものが、組織の 60 ～ 70 % を占めており、オペ方式の北陸でもその確保難が大きな問題となっている。集落規模が 20ha 未満が前者で 50 ～ 55 %、後者では 70 % 以上も占めており、担い手の確保、育成に当たっては地域規模が小さいため、集落によっては「集落営農」の在り方が問われているのである。

福井県では 58 年度から県農協中央会が「集落営農」推進マニュアルを作成して推進してきた。しかし集落単位では組織化出来ない集落が多くなり、県では全集落（1,849）を 実践地区（608）、実践可能な地区（708）、当面実践困難な地区（533）に区分して、それぞれに適合する対策を推進している。すなわち 実践可能地区でも 実践地区に結合（融合と言っている）するなどして、集落を越えた新たな地域営農体制を推進しているのである。すなわち、「ハイパー集落農業育成事業」を平成 11 年度から開始し（～ 20 年度）、1 実践地区（150 集落）に実践可能な 2 集落を結合して（300 集落）、450 集落で実施する計画としているのである。

平成 11 年度の実施地区は（計画）、農林総合事務所単位に 1 ～ 2 地区、計 10 地区で、

中核集落（10）に 1 ～ 3 集落を融合（18 集落）して、地区認定をしている。構成戸数は 40 ～ 190 戸、地区面積は 30 ～ 160ha とかなりの幅があるが、平均では 83 戸と 74ha である。

その代表的な事例は、奥越地区の大野盆地の「アバンセ乾側（いぬいかわ）」であり（アバンセ：フランス語で前進）、JA テラル越前管内の乾側支所地区に組織されている（大野市の旧村のひとつ、9 集落、186 戸、250ha）。評価の高い水稻種子生産地であり、平成 2 年から大区画圃場整備を実施、その後、共乾施設の設置と個人有機械の更新の禁止などによって地域農業生産の組織化を推進してきた。10 年 3 月に 8 集落で広域作業受託組織の「アバンセ乾側」を設立、うち 4 集落（集落別）でプール計算を実施、11 年度にハイパー集落農業実施地区指定を受け（計画：中核 1 + 融合 2 の 3 集落）、12 年 6 月に農事組合法人となり、13 年に特定農業法人に認定された。

現在は、参加 8 集落で農家 138 戸、面積 187ha の旧村を基盤とした大型の農業生産法人である。専従職員 3 名（オペ 2 名、事務職 1 名）を抱え、農地に利用権を設定、基幹作業を各集落のオペと専任オペで実施、水管理と畦畔の草刈りを農地委託者に管理委託している。集落連合的な生産体制であるが、今後の組織・活動の強化によって大型法人としての体制整備が期待されている。

さらに栃木県でも、認定農業者の確保、農地利用集積の向上、機械コストの低減、園芸生産の拡大等の課題解決を図るためには、集落よりも広い範囲で問題解決する必要があるとして、「首都圏農業パワーアップ推進事業」を平成 12 年度から実施している。地域農業システム化の地域範囲の目安として、事例的にカントリーエレベーターの活用による 200 ～ 300ha を挙げている。事業の推進では推進主体の活動がカギを握っていることから、農協、農業委員会等による「モデル実践地区運営協議会」を設置して、強力に推進する計画にしており、13 年 8 月現在で 5 地区が認定されている。担い手の育成と地域的な土地利用の向上が期待されている。